

教職科目における「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」を踏まえた授業の取組み

矢田貞行*

I.はじめに

今日、課題の発見・解決に向けた主体的協働的な学びである「能動的な学習」、すなわちアクティブ・ラーニングが、初等中等教育は言うに及ばず、高等教育においても普く求められている。それは、平成24年8月に出された中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」において述べられているように、21世紀を生き抜くために求められる生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材の育成は、学生の能動的な学修によって可能になるとされているからである¹⁾。そのためには、これまでのような一方的な知識・技能の伝達を中心とした授業から、「教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修」²⁾への転換が必要である。1人1人の学生の能力を引き出し、議論や討論という双方向の講義、演習、実験、実習や実技などを通して、彼らの主体的な学修を促す質の高い学士課程教育が今こそ求められているのである。

一方教員養成においても、「能動的な学習」に基づく授業実践が求められている。今回の学習指導要領の改訂を巡って、文部科学大臣による中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（平成26年11月）の中で、「基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、更に実践に生かしていけるようにすることが重要」³⁾であるとされているからである。また、そのためには、「何を教えるのか」という知識の質や量の改善のみならず、「どのように学ぶのか」という学びの質や量も問われており、「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習」を充実させていく必要があると述べられている⁴⁾。

更に、平成28年8月に公表された中央教育審議会「審議のまとめ」でも、「どのように学ぶか」に着目し、「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」が打ち出されている⁵⁾。ただし、そこではこの視点について「主体的・対話的で深い学び」であると説明されている。すなわち、単なる能動的な学習のみ捉われると、ややもすると討論や発表などの型ばかりにこだわり、学習の質が受け身で浅くなることが懸念されるからである⁶⁾。

他方で、「学習指導要領は教える中味は規定しているが、学習指導の方法については定めていない。どのように教えるかについては、法的拘束性は持たせられない。教師の創意工夫による」⁷⁾と前川喜平（文部科学省事務次官）が、当時述べているように、「何ができるようになるのか」「どのように学ぶのか」といった事項については、当時中央教育審議会の答申や学習指導要領等において本来提示すべき事項ではない。むしろ、教師による学習者への学びのモチベーションの喚起こそが重要になってくる。

そこで、このような背景を踏まえて、教職科目における「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」に基づいた授業に取組むべく、平成28年度秋学期「教育制度論A」（2年生、スポーツ健康科学部

* 東海学園大学スポーツ健康科学部教授

69名・経営学部2名、合計71名)、「教育制度論B」(2年生、スポーツ健康科学部52名・経営学部6名、合計58名)における授業報告を行うこととしたい。

Ⅱ. 「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」を踏まえた授業実践

1. 「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）」とは

まず、最初の授業において、学生に対して本授業が受講者の主体的能動的な学修によって成り立つこと、また、それによって教師として将来必要とされる資質・能力の育成につながることを説明した。そして、「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）」とは何かについて、講義を行った。

従来の授業とは、端的に言って教師が一方向的に話し、学生が説明を聞き、板書を写し取るというワン・ウェイのやり方である。それに対してアクティブ・ラーニング型授業とは、学習内容についての説明は行うが、一方向的な講義や板書は最小限に止め、(1) 説明を手短にし、(2) 協動的な学びが可能になるグループワーク（演習）を行い、(3) ふりかえりを行うことを特徴としている⁸⁾。

2. 「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」に基づく授業の進め方

次いで、その具体的事例について見てみたい。「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」に基づく授業を構想する際、(1) 事前に学生に提示するテーマについての知識理解の把握、(2) それに関する自己の意見の構築について予め事前学習を行っておく必要がある。そのようなウォーミングアップの後、(3) 学生同士の意見交換、議論、討論を経て各グループの代表者による発表、(4) ふりかえり、(5) 次回に向けての課題・改善点の提示というプロセスに基づいて授業を進めた。

(1) については、通常の講義やそれに関連する資料の提示、更に理解を深めるためにテーマに関連したDVDの視聴を行った。(2) については、多くの学生が議論や討論といったグループワークに慣れていないため、予め用意したワークシートを完成させ、それに基づいて意見の開陳を行いやすいように心掛けた。また、(3) 各グループ内での意見交換が行いやすくするように、司会者と発表者を前以って決めておくことにした。各グループの発表については、代表者に議論の集約をまとめさせ、代表者用のワークシートを別途用意して、それに基づいて発表させるようにした。発表後には、教員のコメントを口頭で伝えることにした。次いで、(4) ふりかえりに際しては、学修を通じて得たことや学んだことをワークシートに記入させた。(5) 最後に、こうしたアクティブ・ラーニングに基づく学習方法に関する課題や改善点についても、併せてワークシートに記入させた。

本授業では、最近の教育時事を積極的に取り上げ、学生の興味関心を惹くよう心掛けている。そこで、できる限り社会の関心が集まり身近なテーマを題材にして、それに関する講義を行い、更には関連したテレビニュースや報道等を録画したDVDを視聴させることで、学生に可視化できるよう配慮した。

次に、授業の実施に当たっての留意点について述べたい。まずワークシートを用意し、①そのDVDの内容についての意見や感想、②「もし自分が教師なら、どのような対応指導するのか」という点について書かせた。その際、時間配分やその後のグループワークの時間も斟酌して箇条書きでも可とした。実りのあるグループワークを行うためには、前述のように予め話す内容を文章化し、論点整理を行わせておくことも重要であると考えたからである。また、自分が当事者の立場であるという視点を持たせることにより、意見の開陳がしやすくなると考え、「もし教師であったら」という立場で議論を行わせるようにした。

議論に際して、学生を1グループ5～6名程度に班分けし、2つの教室で20分程度①、②の点についてグループワークを実施させた。この間机間指導を行い、グループ間の議論のやり取り、進捗状況の把握に努めた。この段階が「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」の核心を占める箇所であるが、意外にも学生たちは司会者を中心に各自意見開示・交換を行っていた。ちなみに、このようなやり方につ

いては、スポーツ健康科学部の学生の場合各自1年次の基礎演習Ⅰ・Ⅱのゼミでの発表や、スポーツ実技の時間における団体競技等で作戦の立て方などについて全員で協議する場面を多く経験していることから、比較的スムーズに議論が交わされていたのかも知れない。

グループワークの後、発表者が議論の概要を記入し終えたのを見計らって、再度元の教室に戻り、各班の発表を行わせた。この際も、記載されたワークシートに基づいて発表を行ったため、比較的円滑に進行していたようである。

その後、再度ワークシートに③この授業で得たこと、④グループワークの課題等について、ふりかえりを行わせた。

最後に、まとめの講義を行い、1つの単元を終えることにした。(これについては、時間の関係上次週の授業で行うことになった。)

3.倫理的配慮

本授業報告に関しては、東海学園大学スポーツ健康科学部・経営学部の教職履修者である2年生に対し、研究目的と個人情報の遵守ならびに匿名性に関する説明を口頭で行った。また、個人情報の取り扱いおよび関係者についての秘匿にも十分配慮し、個人情報(個人名など)はすべて研究結果の公表過程において個人が特定されることがないように最大限の注意を払った。同様に、結果の公表についても、了解を得た。

4.具体的授業例

(1)「不登校」を巡る事例―「教育制度論B」、平成28年10月13日(木)1限目及び10月20日(木)1限目―

本授業は、日本国憲法第26条の教育を受ける権利をテーマとしたものである。言うまでもなく、就学義務はその保護者に対して課されたものであり、未成年でその保護監督下にある子ども自身に対するものではない。近年、義務教育段階の小中学生の不登校に対する取り組みの1つとして、学校以外の多様な学びの機会を保障しようとする動きがある。一昨年来国会でもその法制化の動きが顕在化しており、現時点(平成28年11月)で「教育機会確保法案」が今国会で成立する見通しが強まっている⁹⁾。この法案が成立すると、不登校の子どもが行う多様な学習の実情を踏まえ、個々の状況に応じて必要な支援を国や地方自治体が行うことなどが可能になる。そこで、教職を履修する学生の教材として、このテーマを能動的な学習の取り組みとして考え、取り上げた次第である。

今回は、時間の関係で2回の授業にわたってこの授業を行った。すなわち、1回目は憲法第26条の教育を受ける権利について講義を行い、全国で小中学生12万人の不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなどの教育機関や多様な学びの場所の実態等に関するDVDを視聴させた。

そして、それに関するワークシートを作成し、①DVDで見たフリースクールについての感想や意見、②「もし自分が担任するクラスに不登校児がいたら、どうするか」について記入させた。

その後、①、②について各自の意見を交えて20分間のグループワークに入り、終了後各班ごとに発表を行った。

まず、①について各班から出された内容は、次の通りである。

- ・フリースクールについては、賛否双方以下の意見が出された。賛成の意見としては、学校に居場所がない子どもにとっては、よい居場所となる。自分が学びたいことが学べるので、個々の能力を伸ばすことができる。自主的に学ぼうとする力を育むことができ、本当の意味で「生きる力」を身に付けることができる。常識的なことや人間として必要な知識は、フリースクールでも学べる。一方反対意見としては、学習内容の基準に疑問を持った。学校に合わないというだけでフリースクールに来るので、本当にその子にとってよいのか疑問である。

- ・その子のやりたいことを好きな時にできるので、その子の能力や夢を見つけやすい。
 - ・フリースクールを卒業した後は、社会の中で本当に生きていけるのか不安である。基礎学力やコミュニケーション能力は人間社会で生きていくために不可欠であるので、法的に義務教育としてフリースクールが援助を受けていくなれば、その在り方を考えるべきだ。
 - ・フリースクールが不登校児の「逃げ場」になっており、その子を変える場となっていない。
 - ・多様な学びの場となっているのはよいが、「指導」「教育」という面はどうすればよいのか。
 - ・子どもの学びたい気持ちを引き出すには、フリースクールのほうが優れている。
 - ・順位を付けることや他人と競争・協同すること、時には我慢することも大事なのだが、フリースクールではそれを回避している。
 - ・フリースクールが公教育の中に入ってくれば、そこで働く人の「教員免許」も必要になるであろう。教員採用試験にフリースクールへの採用の門戸を開けてはどうか。
 - ・学ぶ権利を保障する機関として、フリースクールを捉えたい。
 - ・現状では、フリースクールは有償であるため、公的な支援が受けられるようになれば、今後そこで学べる子どもが増える。
 - ・既存の学校は、すべての生徒をサポートするには適していないので、このようなフリースクールの存在する余地はある。
 - ・フリースクールに対する一般の人たちの偏見を和らげ、理解を深めていくべきである。
 - ・フリースクールは、居心地がよい場所でストレスも少ない所であると思うが、将来経験する逆境や困難な場面に遭遇した時、それに対応できるか心配だ。
 - ・学習指導要領に縛られる現行の学校が子どもへの詰め込みとなっているため、フリースクールのような教育方法を逆に学校教育に取り入れるのもよいのではないか。
- 次いで、②について各班から出された内容は、次の通りである。
- ・不登校の原因を本人と教師が話し合っ、どうすればよいのか、本人のやりたいようにやらせる。本人がフリースクールを希望すれば、そのような選択肢を取らせる。
 - ・教師との信頼関係を築き、保護者の協力も必要である。
 - ・他の教師との情報交換・共有を進め、不登校の未然防止、起こった時の早期対応が重要である。
 - ・周囲の友人からの情報提供も必要であり、友人関係の把握をしておくことが大切である。
 - ・不登校児を受け入れるクラスの雰囲気づくりが大切である。
 - ・学校への来ることを強制せずに、生徒のペースに合わせる大切である。
 - ・学校のイメージが「圧迫」したものにならないよう、生徒が過ごしやすい場所となるよう、学校も努力すべきだ。

その後、再度ワークシートに③この授業で得たこと、④グループワークの課題等について、ふりかえりを行わせた。

なお、ワークシート③について書かれていた内容は、次の通りである。

- ・フリースクールの取組みについては、賛否両論がある。子どもにとって学ぶ権利を尊重することも大切だが、他方で社会に出て生きていく力、学んでいく力を学校においてしっかりと身に付けることも考えていくべきだ。
- ・DVDを見ることによって、フリースクールの実態やどのような活動をしているのかがよく分かった。
- ・グループワークなどを通して詳しく知ることによって、フリースクールの様々な面への認識が深まった。これから先フリースクールがどのような位置づけになっていくのか、興味が出てきた。
- ・フリースクールの教員の養成や雇用についても考える必要があると思った。
- ・フリースクールについては当初否定的だったが、賛成する側の意見も聞いていると次第にそのメリット

が理解でき、賛成の意見に納得できるようになった。

- ・「必ず学校へ行かなければならない」という固定観念が、子どもたちを縛る理由になってしまう。子どもには教育を受ける権利があるため、どこで学ぶかを決められるフリースクールは、子どもたちにとってよい場所である。しかし、基礎学力や社会への適応の面では不安も伴う。
- ・他の班の発表を聞いて、自分では思いもつかないような客観的な意見を知ることができ、考えの幅が広がった。

最後に、ワークシート④について書かれていた内容は、次の通りである。

- ・フリースクールについて賛否両論が出て、どちらも違う視点から見れていたのも、とてもよかった。
- ・自分の意見をはっきり言えるようなグループワークができれば、もっと内容がよくなると感じた。
- ・司会者、発表者と役割分担が予め決められていたので、スムーズにグループワークが行えた。
- ・グループ内で意見を交換することで、自分では気が付かなかった点や新しい視点があることが発見できた。様々な人と意見交換を行うことで、視野が広まり、新しい考え方が出てくるきっかけになると思った。
- ・話すのが苦手な人や他人に自分の意見を伝えるのに慣れていない人もいたので、そのような人に言いやすいような雰囲気づくりや司会の進め方への工夫が必要だと思った。
- ・他人の意見を聞き、取り入れることで自分の意見に深みが出てきて、自分の意見の幅が広がるので、よい授業形態だと思った。
- ・自分たちの班について意見を発表する際には、堂々とプレゼンすればする程、更によりよい内容になる。
- ・中味の濃い議論をするためには、司会者の役割が大切であり、雰囲気づくりや意見のまとめ方も重要である。
- ・司会者だけに責任を押し付けるのではなく、全員がグループワークに参加できるよう取り組んでいくことが大切だ。
- ・自分の意見を言うだけでなく、話し合うということを次回の課題としたい。
- ・自分の意見を相手に理解してもらうためには、具体的な事例を出すことも必要だ。
- ・DVDを見た後でグループワークに入ったので、大半がその感想に終わってしまった。フリースクールについて知っている意見を皆で共有してから、各自の意見を出すようにすれば、意見の変化であったり、主体的な意見交換も可能であったのではないかと思う。
- ・一方的に先生から授業を受けるだけでなく、主体的協力的にグループで学習を深めることによって、自らの知識として定着しやすいと思った。
- ・発表する時は、ただ文章を読み上げるのではなく、自分の中でしっかりと大事だと思うことを考えて、そこが伝わるように発表するのが大切だと思う。また、聞く側もただ聞くだけでなく、しっかり聞き、分からないことがあったら尋ねるくらいの気構えが必要だ。
- ・自分以外の意見を聞けることにとても魅力を感じた。自分の中になかった考えを取り入れることで、自分が成長できたな、プラスになったなと思う。
- ・議論が活発にできるように、机の配置にも工夫が必要だと思う。
- ・発表者の負担が大きかった。司会者、発表者の他に記録者も決めておく必要性を感じた。

次回の授業（平成28年10月20日（木））において、不登校についてのまとめを行った。文部科学省のシンクタンクである国立教育政策研究所の調査報告（『生徒指導リーフレット』）に基づき、学校における不登校の対応には、「予防対策」と「初期対応」が重要であることを講義した。そして予防対策に関しては、楽しい学校づくり、1人1人の児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」が不登校の予防の大切な対策であることが、学級経営に求められていることに触れた。また、初期対応に関しては、30日という不登校の定義上、わずか2～3日の欠席であってもその理由を早期の段階から把握し、特にその児童生徒の前

年度の学習状況や出欠状況にも注目して、欠席しがちな子どもには注意を払う必要性についても話した。

さらに、目下学校レベルでは『チーム学校』が提唱されており、不登校のみならず、いじめ、貧困、虐待といった山積する教育課題の解決のため、スクールカウンセラー（SC）と並んで、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）の導入が進められている。こうした心理・福祉の専門家と学校の教員が、協働して児童生徒の教育に当たる趨勢にあることをDVDで視聴し、SSWの具体的活動を示しながら、まとめとした。

(2)「子どもの貧困」を巡る事例ー「教育制度論A」、平成28年10月13日（木）2限目及び20日（木）

2 限目ー

本授業は、日本国憲法第26条及び教育基本法第4条における教育の機会均等をテーマとした「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」の2つ目の事例である。2つの法律では、義務教育段階における児童生徒の家庭の経済状況如何に関わらず、就学を支援する方策を講じるよう、国や地方自治体に求めているが、近年「子どもの貧困」が大きくクローズアップされ、我が国における大きな教育問題の1つになっている。

そこでまず、補助資料を用いて日本の子どもの6人に1人が貧困状態に陥っていることを明らかにし、「就学援助制度」や「子どもの貧困対策法」（平成25年）、「子どもの貧困対策に関する大綱」（平成26年）について講義した。また、その際これらを概観したDVDについても視聴した。

そして、それに関するワークシートを作成し、①DVDで見た子どもの貧困についての感想、②「もし自分が担任するクラスに生活に困窮する生徒がいたら、どうするか」について記入させた。

次いで、①、②のワークシートに基づいて、グループワークを行った。その後、各班ごとに代表者の発表を行った。

まず、①について書かれていた内容は、次の通りである。

- ・無駄なことに政府は金を使い過ぎなので、教育にもっとお金をかけるべきだ。
- ・今の子どもを助けないと、将来を支える人がいなくなる。
- ・貧困で進学できない人に対する奨学金制度の充実を図るべきである。
- ・貧困に対して、政府や自治体が真剣に向き合っていない。
- ・貧困の連鎖を断ち切れるような奨学金制度の見直しが必要である。
- ・税金の公正な割振りを考えないといけない。少子高齢化であっても、高齢者への投資ばかりでなく、子どもへの投資についても取り組む必要がある。
- ・子どもには、責任がない。親は子どもがいる以上、しっかりした教育を受けさせなければならない。
- ・子どもが安心して落ち着いて勉強できる環境を、大人が作らないといけない。
- ・外国のように、大学までの授業料を無償にしたり、親の収入に応じて授業料を決めるなどの減免措置も必要だ。

次いで、②について書かれていた内容は、次の通りである。

- ・面談をし、教師も交えて将来を考える時間を設ける。
- ・就学援助制度があることを教える。
- ・他の生徒と同じように接するが、常に気を掛ける。
- ・些細なことでもよいから、クラスの皆で貧困の生徒を助け合う。
- ・精神的にサポートしてあげる。貧困だからと言って、自分が恵まれていないという訳ではないことを伝える。心のゆとりを与えてやる。
- ・奨学金やアルバイトなど、情報面で支援する。
- ・子どもが間違った方向に行かないよう、支えてやる。
- ・家庭で大変さはあるが、学校では楽しく過ごせるように、学校の生活環境を整える。
- ・職員会議で、貧困について共通理解を持ち、生徒の出費を多くしないようにする。たとえば、学校指定

の体操服をなくす。

- ・子どもの貧困、困窮状態をしっかりと把握した上で、必要な情報を伝えるようにする。
- ・貧困で困っている生徒について、よい解決策を教師も職員会議等で考える。
- ・教師が協力できることは、積極的に協力してやる。
- ・給食費の支払期間の延長や学校必要経費の見直しをするなどして、負担を減らす。
- ・子どもの貧困というよりは、親の貧困が前提にあるので、そのことを親にも十分理解してもらう必要がある。子どもが希望する教育を受けられないのは、親の貧困であるという自覚を認識させることが大事だ。
- ・貧困が理由でいじめが起きないように、見守る。
- ・高校の特待生で進学できるように、学力を付けさせるようにする。

その後、再度ワークシートに③この授業で得たこと、④グループワークの課題等について、ふりかえりを行わせた。

さらに、③について書かれていた内容は、次の通りである。

- ・教職に就く以上、日本の子どもの6人に1人が貧困の状態にあることをしっかりと認識して、子どもたちに接する必要があることを改めて認識した。
- ・将来のことを考えて、子どもをもっと支援しないといけない、と思う。高齢者以上に子どもにお金をかけることは、そこに何か大切なことがあるということが分かる。
- ・自分は普通に大学に来ているが、多くの人たちが小学校や中学校のお金を払えないことを分かっていないとダメだと思った。
- ・教師は、教育について考えるだけではなく、家庭の経済的な問題にまで踏み込まなければならないのだと痛感した。また、保護者とも家庭訪問や面談などを通じて、そこまでつながらなければならないことを知った。
- ・教育支援こそが、貧困の連鎖を断ち切る有力な手段であることを学んだ。
- ・単に金の心配ばかりをするのではなく、しっかりと子どものことを気に掛けて精神的な面でも手助けすることが大切だと分かった。
- ・教師が子どもの心に寄り添い、居場所を作っていくことが大切だと思った。
- ・私が高校生だった頃は、授業料が無償化されていたので、そのお蔭で進学できた人も結構いた筈だ。
- ・貧困によって、いじめも生じる危険はある。精神面でもそのような家庭の子どもに対するサポートが必要になってくる。
- ・貧困家庭の子どもにも人格やプライドもあるので、その辺も十分考慮した配慮が必要だ。
- ・授業料の無償化も出ていたが、その内訳についても学校や大学は明確にすべきだ。

最後に、④について書かれていた内容は、次の通りである。

- ・1人1人感じたことは同じでも、言葉にすると少し変わっていて、それぞれ違った意見交換ができてよかった。
- ・聞き手の方も話しやすい雰囲気を作ってあげることも大切だ。
- ・自分の意見を簡潔にまとめておかないと、相手に伝えられない。自分の言葉に責任を持つことも重要だと思った。
- ・単に意見の出し合いに終わるのではなく、話し合いにまで持って行くことが大切だ。
- ・他人の意見に対して疑問だと思ったら、勇気を出して質問する。
- ・同様に、相槌を打ったり、付け足しの意見を言うことも必要だ。
- ・グループワークに際しては、机の配置も重要であり、円卓型の配置にすべきだった。
- ・情報の共有が少ない。他人の意見を聞いていない。適度な雰囲気が流れている。的を得ていない答も多

い。他人任せの感じになってしまった。

- ・様々な意見が出て、おもしろかった。テーマは難しかったが、その分全員で貧困について深く考えることができた。
- ・テーマについて議論を始める前に、ブレインストーミングがあるとよい。
- ・単に意見交換だけに終わるのではなく、自分にはなかった意見をしっかりインプットして、次回の考えにつないでいきたい。
- ・議論の深まりや新たなアイデアの発見など、次回のグループワークではこういった点を課題としたい。
- ・こうした議論の場を教育実習や教員採用試験にも役立てたい。

次回の授業（平成28年10月20日（木））において、子どもの貧困についてのまとめを行った。「子どもの貧困対策法」ならびに「子どもの貧困対策に関する大綱」における諸施策のうち、食に対する支援（一部自治体による給食費の無償化、「子ども食堂」の設置）、学習支援（大学生らによる無償の塾の開設等）について、DVDを視聴しながら、貧困対策、貧困の連鎖を断ち切る取組み等について紹介し、まとめをした。

Ⅲ.おわりに

以上、教職科目に関する「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」を踏まえた授業の一例について授業報告を行ったが、まだまだそれは発端に過ぎない。予想に反して学生たちは、テーマに取り上げた教育問題について真摯に取組み、率直な意見を述べる者が多く見られた。中には、将来教職に就くことを念頭に置いて、そのためには今、自分が何をなすべきなのか、グループワークの討議においても真剣に考え、積極的に発言する学生も見られた。

他方で、やはり教職に対する熟度や意識の違いも如実に伺われ、とりわけ配属されたグループ間で温度差が顕著に見られたことも事実である。教職について意識が高いグループでは、議論も活発に交わされ、その質も高いようであったが、そうでないグループでは意見もあまり出ず、質的にも低調であったことは否めない。

今後「能動的な学習（アクティブ・ラーニング）の視点」の深まりとそれに向けての改善の積み重ねにより、単なる意見の開陳・陳述だけでなく、そこから議論が深まり、質の高い討論へと高揚していくことを念頭において、授業の更なるレベルアップに努めたい。

注

- 1) 中央教育審議会『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』（答申）平成24年8月28日。（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm）
- 2) 同上。
- 3) 中央教育審議会『初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について』（諮問）平成26年11月20日。（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1353440.htm）
- 4) 同上。こうしたアクティブ・ラーニングに基づく学習・指導方法は、知識・技能の定着や学習意欲を高める上でも効果的であるとされている。一例を挙げると、ラーニング・ピラミッドによる高度な学習定着率はその典型である。ちなみに、ラーニング・ピラミッドとは学習定着率を示す図であり、学習者が能動的になればなる程、学習が定着するとされており、今日のアクティブ・ラーニングの有力な根拠の1つになっている。学習の定着率は、「講義を受ける」（5%）、「資料や書籍を読む」（10%）、

「視聴覚によるビデオや音声等による学習」(20%)、「実演を見る」(30%)、「他者と議論する」(50%)、「実践による経験や練習」(75%)、「他者に学んだことを教える」(90%)の順に高くなっている。このような後者3つタイプの学習がアクティブ・ラーニングに該当するが、知識・技能の習得にとって主体的・能動的学修がいかに有効であるかが、如実に示されている。

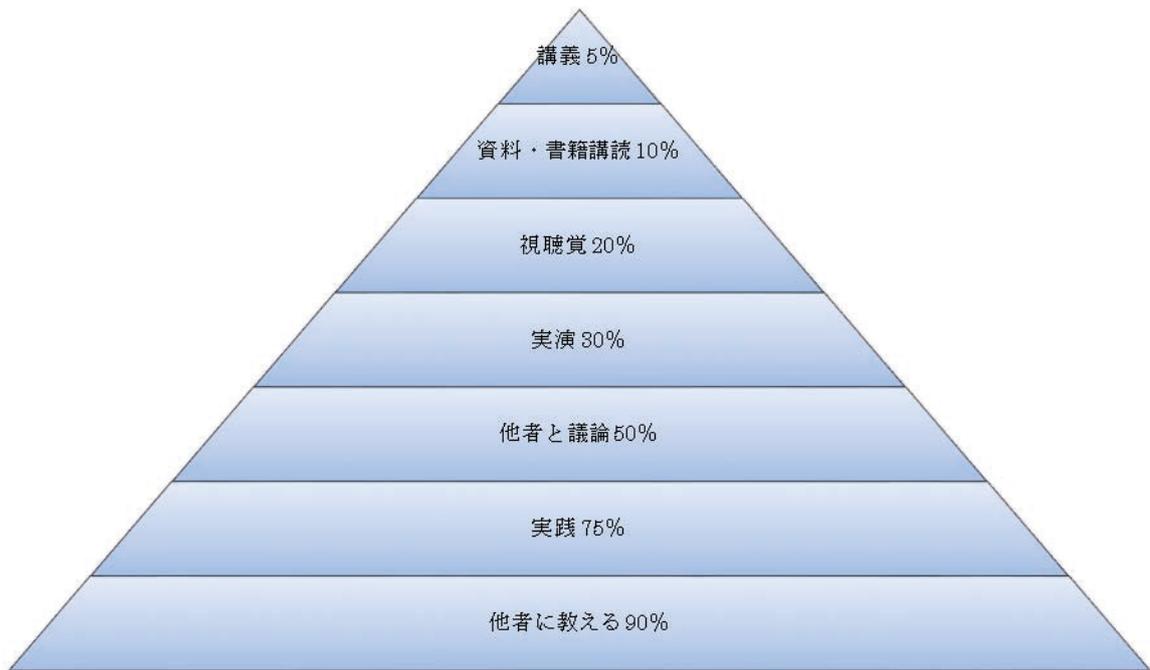


図1 ラーニング・ピラミッドによる学習定着率

(出典) 小林昭文監修『アクティブラーニングがよくわかる本』講談社、2016年、80ページ。

- 5) 「新学習指導要領 審議のまとめ どう見る」朝日新聞、平成28年11月17日
- 6) 同上。
- 7) 前川喜平「教員養成改革の今後の展望」、玉川大学主催『教師教育フォーラム』、2015年10月23日。
- 8) 小林昭文監修『アクティブラーニングがよくわかる本』講談社、2016年。
- 9) 「不登校の子支援 法案が衆院通過『校外の義務教育』盛らず」朝日新聞、平成28年11月23日。

参考文献

1. 小林昭文監修『アクティブラーニングがよくわかる本』講談社、2016年。
2. 中央教育審議会『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』（答申）平成24年8月28日。
3. 中央教育審議会『初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について』（諮問）平成26年11月20日。
4. 中央教育審議会『初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について』（審議のまとめ）平成28年8月16日。

